建築物における木材利用の促進

令和7年12月
国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

木造・木質系建築物普及に向けた取組の全体像

木材利用の意義

※都市(まち)の木造化推進法第3条（基本理念）より

〇住宅・建築物における木材利用には、３つの意義。

①森林によるCO_2の吸収作用の保全と強化
②CO_2排出抑制等（環境負荷の大きい化石資源の代替）
③山村その他の地域経済の活性化

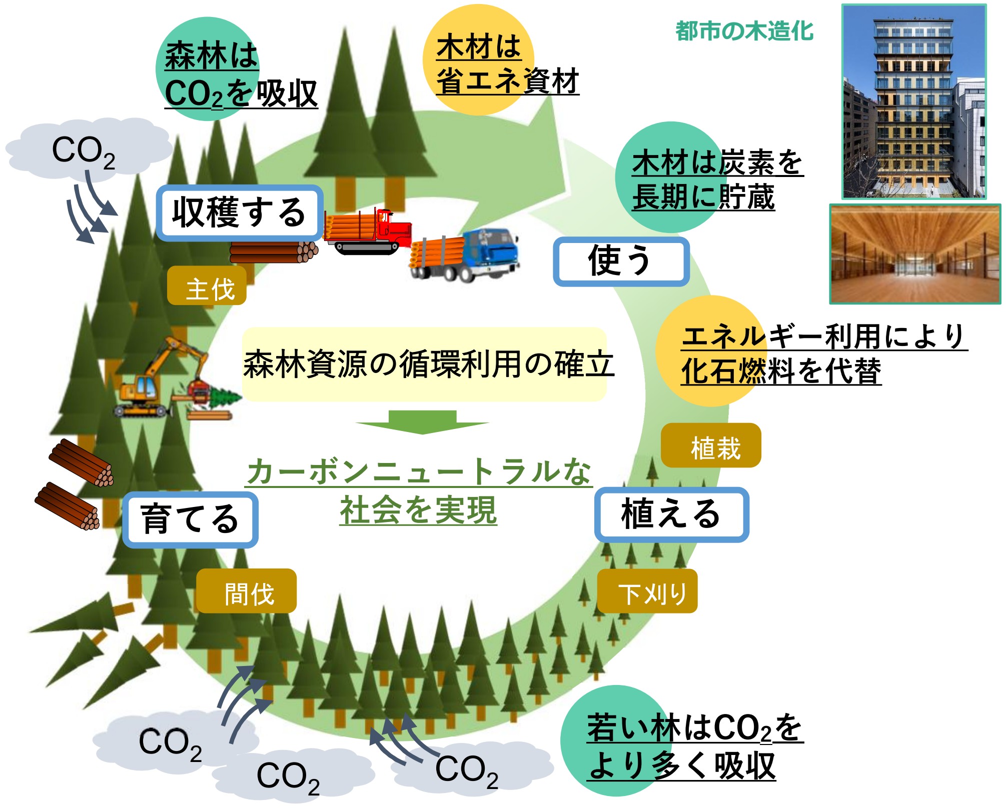

森林資源の循環利用（イメージ）（林野庁作成）

花粉症対策

「花粉症対策の全体像」(R5.5.30関係閣僚会議決定)

〇国産材を活用した住宅に係る表示の仕組みの構築(花粉症対策への貢献度を明示) → R6.3 「国産材活用住宅ラベル」の運用開始

〇住宅生産者による花粉症対策の取組の見える化 →R5.12公表　等

法律・計画

〇都市(まち)の木造化推進法(R3改正)
→民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進

〇建築物省エネ法及び建築基準法(R4改正)
→木材利用促進のために防耐火規制を合理化

〇クリーンウッド法(R5改正)
→川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等を義務付け

〇「住生活基本計画(全国計画)」(R3.3.19閣議決定)
〇「地球温暖化対策計画」(R7.2.18 閣議決定)
〇「GX2040ビジョン」(R7.2.18 閣議決定)
→2040年度温室効果ガス73%削減や2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙの実現
・森林での炭素貯蔵　・建物への炭素固定　等

設計・施工

〇都市木造建築物設計支援事業
→中大規模木造建築物に取り組む設計者を育成

〇中大木造建築普及加速化プロジェクト（木造4階建ての事務所・共同住宅）
→「構法」とそれを実装する「部材供給の枠組み」（プロトタイプ）を取りまとめ、普及

〇ここまでできる木造建築のすすめ(改訂版)
→建てたい用途別に適用される法令を整理し、紹介

〇優良木造建築物等整備推進事業
→中大規模木造建築物の普及に資するﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ等を予算で支援

〇木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン
→第三者評価の枠組みを構築（R7.4以降評価開始）

〇建築物に係るライフサイクルカーボンの評価方法の構築
→ R6.10 「J-CAT」正式版を公開

維持管理等

〇中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫 →R6.10公表

中大規模木造建築ポータルサイト（各種の設計技術情報を一元的に提供）

新築建築物に占める木造建築物の割合（R6年度着工・床面積）

国土交通省

〇低層の住宅では木造が約９割を占めるが、中高層住宅や非住宅建築物では木造はまだ少なく、こうした未開拓領域での木造化を進めていくことが重要。

〇中高層建築物等での木材利用の促進に向け、建築基準の合理化や木造化プロジェクトへの支援を推進。

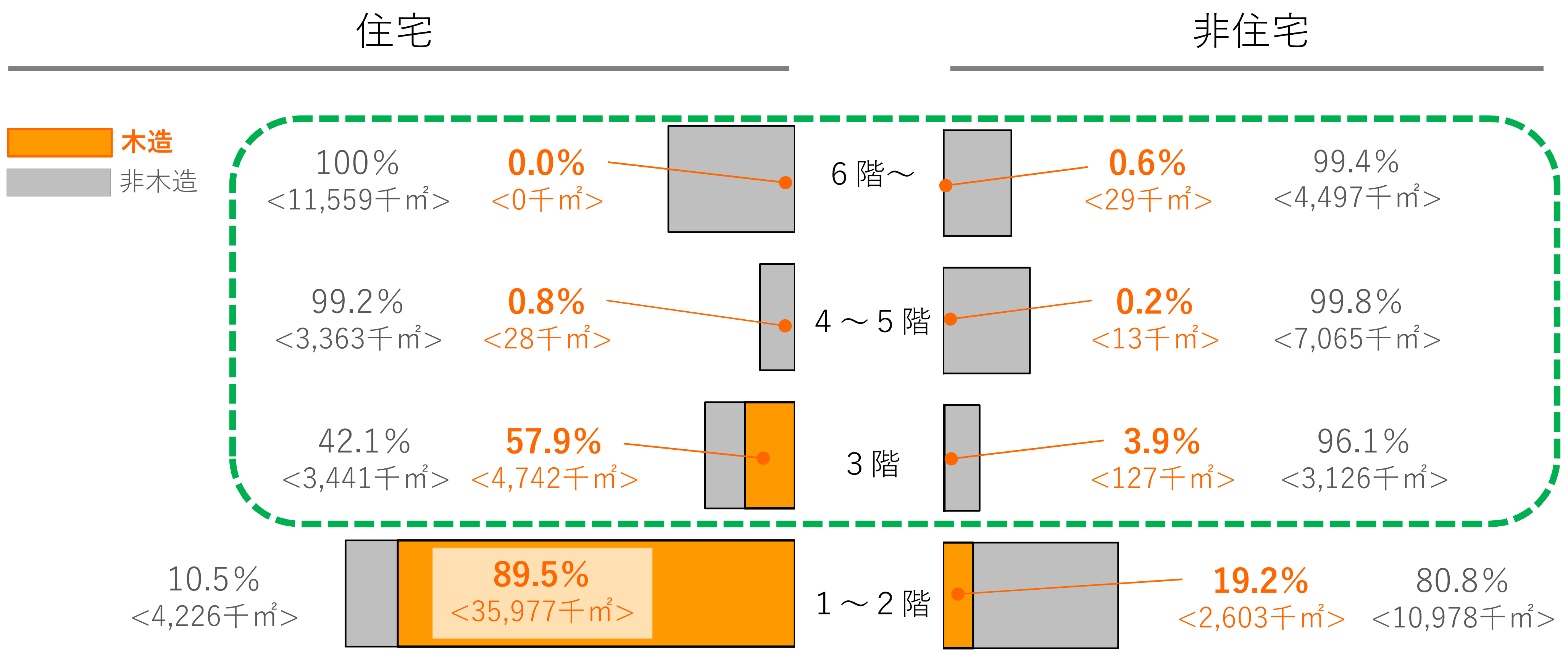

※住宅には「居住専用建築物」「居住専用準住宅」「居住産業併用建築物」を含む。

（R6年度「建築着工統計」）

住宅・建築物分野における木材利用促進に向けた取組の全体像

○ 2050年カーボンニュートラル等に向け、木造化率の低い**中大規模建築物等における木材利用を促進**

○ 質の高い住まいの安定的な供給・適切な維持管理・更新が行われる社会の実現に向け、大工をはじめとする**住宅建設技能者の持続的な確保を推進**

規制の合理化

○構造・防火関係の規制の合理化

－ 実験で得られた科学的知見等により安全性の確認等を行ったうえで順次合理化を実施

【防火関係規定の合理化例】

➢ 防火上他と区画された範囲の木造化を可能に（R6.4施行）

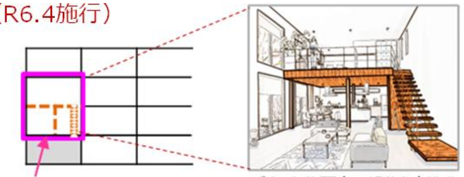

高い耐火性能の壁・床で区画された住戸等

メゾネット住戸内の部分を木造化（中間床や壁・柱等）【区画内での木造化】

➢ 延焼を遮断する壁等を設ければ、防火上別棟として扱い低層部分※の木造化を可能に（R6.4施行）

※３階建ての事務所部分等

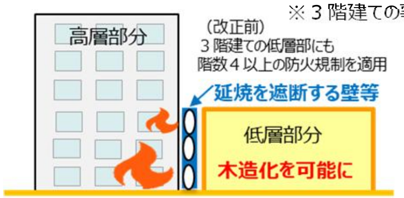

【構造関係規定の合理化例】

➢ 小規模なCLTパネル工法建築物について、仕様規定のみで設計可能なルートを創設（R7.4施行）

構造計算 ＋ 仕様規定　又は　新設 仕様規定のみ

※ 小規模建築物の場合（２階建て以下、300m²以下）

木造建築物等の普及促進

＜中大規模建築物の木造化推進＞

○優良木造建築物等整備推進事業

－ 木造化の普及に資する優良なプロジェクトへの支援

－ 優良事例の横展開をはじめとする周知

等

地下1階・地上9階建て混構造オフィスビル

写真@坂下智広

集成材とCLTを使用した都市型木造集合住宅

＜住宅における国産材利用促進＞

○国産木材活用住宅ラベル制度

－ 国産木材の使用量を分かりやすく表示する仕組み

国産木材使用量に応じて３段階で表示

住宅に使われたスギ材を立木本数に換算して表示

※ その他、住宅の炭素貯蔵量等を表示可能

担い手の確保

＜中大規模建築物の担い手確保＞

○都市木造建築物設計支援事業

－ 中大規模木造建築物の意匠・構造設計の担い手育成に対する支援　等

＜大工等の持続的な確保＞

○担い手確保に係る中長期的なビジョンの検討・策定

○暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

－ 災害時も含めた地域の住宅生産の担い手及び技術力の確保に向けたモデル的取組への支援

【支援対象のイメージ】

木造応急仮設住宅の早期供給に向けた訓練

復興住宅のモデル的整備

等

中大規模木造建築物の普及促進

<設計者>

どうやって計画・設計すればよい？

■ **都市木造建築物設計支援事業**
- 非住宅や中高層の木造建築物に取り組みたい設計者の技術力向上を図る講習会の開催

■ **木造建築のすすめ**
- 建てたい用途毎に建築基準法令の規制内容を紹介

発行：（一社）木を活かす建築推進協議会

■ **中大木造建築普及加速化プロジェクト**
- 木造４階建ての事務所等をモデルとした５つの構法を「構法解説集」としてとりまとめ

<建築主>

誰に聞けばよい？

■ **中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索サイト**
- 地域ごとに、木造に関する相談対応や講習会講師を務められる人材を検索できる

維持管理はどうしたらよい？

■ **維持保全･維持管理の考え方と設計等の工夫**
- 木材・木質材料の経年劣化や維持管理方法・コスト面の情報を掲載

発行：（公財）日本住宅･木材技術センター

耐用年数が短く評価され、融資が受けられない・・・

■ **木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン**
- 木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準・枠組みを提示

➡ **資産価値の可視化を通じた木造建築物の普及と市場価値の向上**

評価の方法

必要事項が明示された設計図書を登録住宅性能評価機関が審査

評価の基準

以下について必要な措置が講じられていること

イ　構造躯体の内部への雨水の浸入の防止

ロ　雨水の浸入があった場合の速やかな排出

ハ　雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体の防腐処理等

まとまった情報が欲しい・・・

■ **中大規模木造建築ポータルサイト**
- 知識・技術の習得に役立つ情報（設計技術情報、講習会情報等）
- ビジネスパートナーを見つけるために役立つ情報（担い手・サプライチェーン情報）
- 設計者相互の情報交流の場（相談箱）

中大規模木造建築ポータルサイト

優良木造建築物等整備推進事業

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

Ⅰ.普及枠

補助要件

①主要構造部に**木材を一定以上使用**すること
②**一定規模以上**であること
※建築基準法上、耐火構造又は準耐火構造が求められるものに限る
共同住宅・事務所　：階数４以上
非住宅(事務所除く)：階数３以上 又は 延べ面積3,000㎡超
③**不特定の者** 又は **特定多数の者の利用**に供する用途
④木造建築物の**普及啓発**に関する取組がなされること
⑤**ZEH・ZEB水準**に適合すること
⑥**再造林** 又は **再利用等**に資する取組がなされること
等

補助率・補助上限額

○補助率
【調査設計費】　木造化に関する費用の１/２以内
【建設工事費】　木造化による掛増し費用の**１/３**以内
又は 建設工事費の**７％**以内
○補助上限額　**２億円**

Ⅱ.先導枠

補助要件

①**防火・構造等に関して先導性**を有すること
※有識者委員会により先導性を評価
②普及枠の補助要件を満たすこと

補助率・補助上限額

○補助率
【調査設計費】　木造化に関する費用の１/２以内
【建設工事費】　木造化による掛増し費用の**１/２**以内
又は 建設工事費の**１０％**以内
○補助上限額　**３億円**

【補助対象のイメージ】
地上９階建て混構造事務所

都市木造建築物設計支援事業

令和7年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（373.40億円）の内数

低層住宅やS造・RC造に加えて、非住宅や中高層の木造建築物(中大規模木造建築物)に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計者を育成する取組を支援

中大規模木造建築物の設計者向け講習会

意匠設計者及び構造設計者向けに、中大規模木造建築物の設計に関するテキストを用いた講習会をWEBや対面形式等により、全国規模で実施することで、知識・技術を習得する機会を幅広く提供。令和７年度は、設計入門(動画配信)、構造設計演習(対面)の講習会を実施予定。

講習会の案内

WEB講習の様子

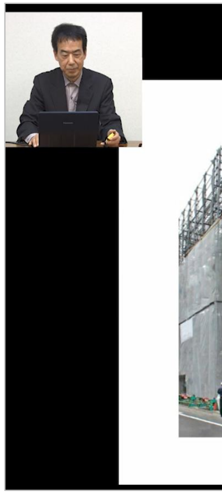

令和６年度受講者実績

意匠講習会：受講者295人/申込者721人
構造設計講習会：受講者181人/申込者198人

中大規模建築物の構造設計アドバイザー検索

講習会受講者のうち、地域の中核的な木造構造設計者として相談を受け付け、講習会で講師を務められる人材を検索（R7.5～）

ここまでできる木造建築のすすめ～建てたい用途毎に建築基準法令の規制内容を紹介～

○建築基準法を解説する技術書の多くは、単体規定や集団規定、構造耐力など法令の条文に沿った解説が行われているのが一般的である。

○「**ここまでできる木造建築のすすめ**」は、木造建築物の可能性をテーマとし、**建てたい用途別**に適用される法令を整理し、紹介している。

○**令和４年の改正建築基準法の内容を反映**し、**令和７年３月に改訂版を公表**。

「ここまでできる木造建築のすすめ」
QRコード

○発行：（一社）木を活かす建築推進協議会

○内容紹介

求められる耐火要件を規模別に紹介

建築基準法以外の注意が必要な規定も紹介

用途別の竣工建物事例を掲載

みらいを切り拓く！中大木造建築（令和7年3月）

国土交通省 / 林野庁

みらいを切り拓く！中大木造建築～中大木造建築物の普及加速化に資する構法解説集～

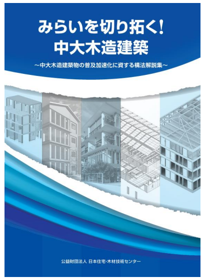

○ 民間建築物を含めた木造化を加速させるため、「中大木造建築普及加速化プロジェクト」（令和５年７月～令和７年３月）※において公募・選定された５つの構法を「構法解説集」として取りまとめ、令和７年３月に公表。

○ 設計者や施工者に対して、活用のしやすさ、活用した場合のメリット、活用する際の留意点等をわかりやすく解説。

※木造４階建ての事務所や共同住宅をモデルに、「構法」とそれを実装する「部材供給の枠組み」を取りまとめ、普及を図る。

構法の名称	概　要	イメージ
木のみ構法	在来軸組工法の施工を行っている一般の工務店等にターゲットを絞り、住宅用プレカット設備により加工可能な一般流通材を使用するなど、既存の戸建木造住宅の技術の延長線上にある技術を組み合わせた工法。 提案代表者：（一社）中大規模木造プレカット技術協会(PWA)、株式会社AQ Group	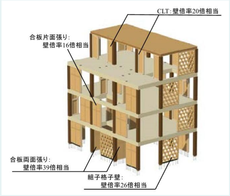
GIR接合による４階建て木造事務所標準モデル	GIR（Glued In Rod：鋼棒挿入接着接合）という剛性の高い接合部を用いた一方向ラーメンとし、かつ、規模を限定することにより、単純な架構でわかりやすく無理のない構法。準耐火構造として木の現し部分も多い。 提案代表者：GIR研究会	
モクタス４	カラマツの大断面集成材を一般化が容易な鋼板挿入ドリフトピンで接合した一方向ラーメンと構造用合板張り高耐力壁を用いる構法。耐火被覆や耐力壁においてクローズドなものをできるだけ用いず、普及性が高い。 提案代表者：東急建設株式会社	
ツーバイフォーパネル工法	既に多数の４階建てを実現している枠組壁工法（ツーバイフォーパネル工法）について、事業者ごとに異なっていたパネル化の仕様を標準化したことにより、さらに生産性を高めている。 提案代表者：（一社）日本ツーバイフォー建築協会	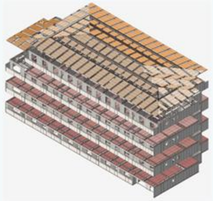
中大規模木造用ブレース構法	材料をLVL（Laminated Veneer Lumber：単板積層材）に限定し、汎用性の高い鋼製ブレースを用いることにより、単純な架構で大スパンを実現。耐火被覆に難燃処理LVLを用いることで、木の現しとすることも可能。 提案代表者：有限会社ビルディングランドスケープ、BXカネシン株式会社	

木造建築物の耐久性に係る評価のためのガイドライン

令和６年12月　ガイドライン公表
令和７年１月　評価機関の募集を開始
令和７年４月　評価申請受付を開始予定

木造建築物の耐久性に係る第三者評価の枠組みを構築

目的

○木造の**非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みを示す**ことで、**第三者評価**をしやすくする。
○建築事業者や建築主と金融、会計、投資分野とが相互に連携しながら本ガイドラインに基づく取組を促進する。
○**資産価値の可視化を通じた木造建築物の普及と市場価値の向上に寄与**する。

評価対象

新築の**木造**の**非住宅**建築物

※木造住宅（共同住宅を含む）については、住宅性能表示制度により評価

評価の方法

平面図や断面図、仕様書（仕上げ表）等の**設計図書**に必要事項を明示し、その内容を**登録住宅性能評価機関が審査**する。

評価の考え方

○木造建築物の耐久性に関しては、①構造躯体の内部への**雨水の浸入の防止**、②雨水の浸入があった場合の**速やかな排出**、③雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体への**防腐・防蟻処理**が重要。

○**これらの措置が適切に講じられている**ことをもって、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下で**50年以上、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な措置**が講じられていることを確認する。

評価の基準

※住宅性能評価の基準を参考にしている

下記イ～ハについて、それぞれ必要な措置が講じられていること。

イ　構造躯体の内部への**雨水の浸入の防止**

カーテンウォール等による雨水の遮断　等

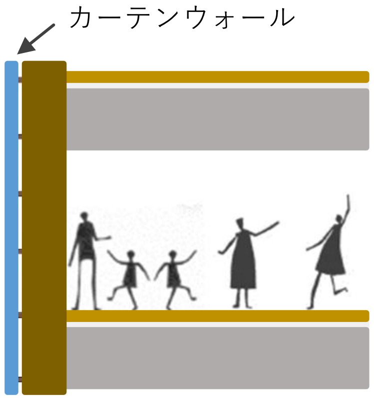

断面イメージ

ロ　**雨水**の浸入があった場合の**速やかな排出**

外壁の通気層による雨水の速やかな排出　等

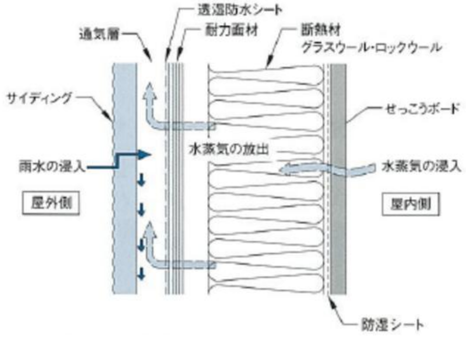

浸入した雨水、湿気等の水分排出の仕組み※1

※１　国土技術政策総合研究所資料第975号　第ＸⅢ章木造住宅外皮の換気・通気計画ガイドライン

ハ　**雨水**が浸入し**滞留**した場合の構造躯体の**防腐処理**等

薬剤処理による腐朽等の防止　等

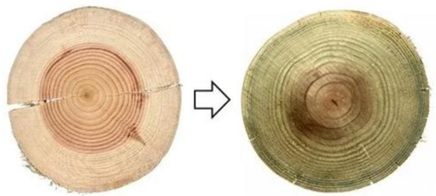

薬剤を加圧注入した木材※2

※２　木net～木と森の情報館～、一般財団法人日本木材総合情報センター

建築主に対する木造建築物の維持・管理情報の提供

〇建築主が木造化、木質化を検討する際の懸念事項の一つとして、木材・木質材料の経年劣化や維持管理方法・コスト面の情報の不足が挙げられる。

〇そのため、建築主向けに、それらの情報を分析・整理した「**中大規模建築物に木材を使用する際に知っておきたい維持保全・維持管理の考え方と設計等の工夫**」を**令和６年10月に公表**。

木造建築物の事例紹介、維持保全・維持管理の考え方、部位別の設計等の工夫、参考情報（木材を利用した場合のコストシミュレーション例）により構成。

■維持保全・維持管理の考え方

維持保全・維持管理計画、建築物のライフサイクル、維持保全コストを低減させる設計等の工夫、維持保全のための資料の整備と保管等について紹介。

■部位別の設計等の工夫

部位別に、生じる経年変化と不具合の例、維持保全・維持管理の考え方、設計等の工夫の例を、劣化状況の写真等とともに整理。末尾に「建築物に木材を利用する際のチェックポイント一覧」を掲載。

（躯体や内外装に木材を利用する場合に共通するポイント）

①木材は**紫外線などの影響により色調が変わる**材料であること

②防腐防蟻薬剤の注入、含浸、塗布などを行った場合、あるいは難燃薬剤の注入、含浸、塗布などを行った場合、**塗膜のはく離、破損、白華現象などの外観の変化があり得る**こと

③**使用木材や薬剤の事業者と入念に打合せを行うことが必要不可欠**であること

本編（建築主向け）

技術情報資料編（設計者向け）

発行：（公財）日本住宅・木材技術センター

深い軒により雨落ちとなる位置を外壁から離すとともに、基礎高さを上げて雨水の跳ね返りが作用しにくくした事例

木造建築物の維持保全・維持管理について

中大規模木造建築ポータルサイト

中大規模木造建築ポータルサイト（令和3年2月17日開設）により、中大規模木造建築に関する知識・技術の習得に役立つ情報（設計技術情報、講習会情報等）や、木造建築の実現にあたりビジネスパートナーを見つけるために役立つ情報（担い手・サプライチェーン情報）、設計者相互の情報交流の場（相談箱）等のコンテンツを提供。

以下、掲載情報の抜粋

中大規模木造建築入門ガイド

➢ 中大規模木造建築の実現に必要な基礎的な情報を掲載

発行：(一般社団法人)木を活かす建築推進協議会

設計技術情報

➢ 具体事例の設計技術情報や木造設計のためのテキストを掲載

発行：(一般社団法人)木を活かす建築推進協議会

動画情報

➢ 設計講習や事例紹介の動画を掲載

国産木材活用住宅ラベル

令和５年12月　制度創設
令和６年３月　運用開始

■国産木材を多く活用する住宅について、その旨を分かりやすく表示する仕組みを構築。

■**消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進**を図る。

■本ラベルは、住宅そのものへの表示に加え、消費者の目に留まるよう各社の**住宅カタログ**や**WEBページ**に表示されることを想定。

ー主な表示項目ー

①キャッチフレーズ

国産木材・地域産木材を多く活用している住宅である旨を表示（一定以上使用している場合に限る）。

②国産木材活用レベル

国産材使用量に応じて３段階で表示。

★☆☆：国産木材使用割合が**３割以上５割未満**相当
★★☆：　　〃　　**５割以上７割未満**相当
★★★：　　〃　　**７割以上**相当

③スギの使用量

分かりやすいよう本数換算して表示。

※その他、住宅の炭素貯蔵量等を表示可能

国産木材活用住宅ラベル　表示の一例

国産木材活用住宅ラベル協議会より（左）　国産木材活用住宅ラベルHP（右）

建築物木材利用促進協定制度の概要

- 「都市（まち）の木造化推進法」に基づき、「建築物木材利用促進協定」制度を創設。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができる。
- 令和７年５月末時点で、国で25件、地方公共団体で165件の協定を締結。

【協定の内容】

① 協定締結者

② 構想の内容

③ 構想の達成に向けた取組の内容

④ 国又は地方公共団体の取組

⑤ 協定の対象区域

⑥ 協定の有効期間

【協定の形態(イメージ)】

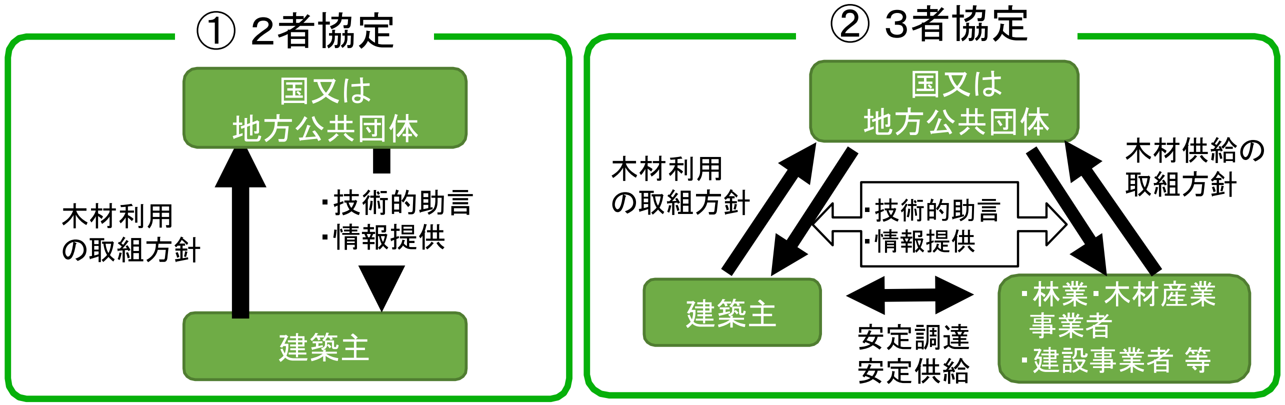

【協定締結のメリット】

○ 国や地方公共団体による技術的助言・情報提供。

○ ホームページでの公表やメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度の向上、環境意識の高い事業者として、社会的評価の向上。

○ 国や地方公共団体による、財政的な支援。
（例：一部予算事業における加点等優先的な措置）

事業者等と国（国交省）との建築物木材利用促進協定締結の実績

公益社団法人 日本建築士会連合会 × 国（国土交通省）

『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』

(公社) 日本建築士会連合会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の木材利用の促進に貢献していくとの構想を実現するため、国土交通省と協定を締結。

協定締結日：令和7年3月31日
有効期間：協定締結日～令和12年3月末
対象区域：全国

全国建設労働組合総連合 × 国（農林水産省・国土交通省）

『大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定』

協定締結日：令和７年５月19日
（初回締結日：令和４年３月９日）
有効期間：協定締結日～令和12年３月末
対象区域：全国

全国建設労働組合総連合は、
①大工技能者等の入職促進・担い手確保に向け、地域で開催する住宅デーにおける木工教室等で親子での大工の技能・技術の体験・ふれあいを通じ、木材利用の意義や木の良さを普及するとともに、大工技能者への関心を高める活動に取り組む。学校教育現場におけるキャリア教育について、令和11年度までに学校数で延べ2,000校、受講生徒数で延べ10万人の実施を目指す。
②災害時において、地域材を使用した応急仮設木造住宅の建設及び応急修理の対応を行う。
等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。

一般社団法人日本木造耐火建築協会 × 国（農林水産省、国土交通省）

『中高層・大規模耐火木造建築の普及に関する建築物木材利用促進協定』

協定締結日：令和７年８月７日
（初回締結日：令和４年５月31日）
有効期間：協定締結日～令和12年３月末
対象区域：全国

一般社団法人日本木造耐火建築協会は、
①木質耐火部材の１時間・1.5時間・２時間・2.5時間・３時間耐火構造技術を用いた中高層・大規模耐火木造建築の普及を促進
②令和12年３月31日までに、協会が運用する耐火構造の大臣認定を用いた木造の耐火建築物を50件以上実現することを目標
③マニュアルの作成及び講習会の開催を通じ、木質耐火部材を用いた木造耐火建築物の適切な設計・施工を担保するための知見の普及を促進
④合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第７条第２項に規定する合法性確認木材等の利用を促進
等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。

（一社）日本建築士事務所協会連合会 × 国（農林水産省・国土交通省）

『中規模木造建築物の設計支援・普及に関する建築物木材利用促進協定』

協定締結日：令和７年７月４日
有効期間：協定締結日～令和12年３月末
対象区域：全国

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会は、
①開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会において、５年間で約14,000名の受講者に対し、建築物の木材利用促進に関する最新かつ正確な情報の提供を継続的に実施する。さらに、会誌「日事連」を通じ、木材利用の意義や実践例等を広く普及・広報する。
②中規模木造建築物の設計分野において、関連情報の収集・整理を徹底するとともに、会員の属性や実情に応じた支援ツールの作成及び情報提供を実施する。令和11年度までに普及・広報のための体制を整え、令和11年度に講習会を全国30会場程度で実施するなどして周知・普及を行い、木材利用促進の基盤を強化する。
等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。

一般社団法人日本ウッドデザイン協会 × 国（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

『異業種・異分野・産官学民連携による脱炭素化及び地域活性化に資する優れたデザイン等の建築物における木材利用促進協定』

協定締結日：令和５年６月５日
有効期間：協定締結日～令和８年3月末
対象区域：全国

(一社)日本ウッドデザイン協会は、建築物での木材利用を促進するため、「木材利用の優良事例のショーケース」であるウッドデザイン賞を核に、世の中に木の良さや価値を再発見させる仕組みを構築し、脱炭素化と地域活性化に貢献することや、我が国の木材の利用促進を通じて、多様な事業者、一般消費者の木材への理解を深め、もって健全な森林運営と農山村の活性化に貢献することを内容とする協定を、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と締結。

一般社団法人JBN・全国工務店協会 × 国（農林水産省・国土交通省）

『建築大工等の人材育成と地域工務店等による地域材利用に関する建築物木材利用促進協定』

協定締結日：令和７年６月３日
（初回締結日：令和４年５月31日）
有効期間：協定締結日～令和12年３月末
対象区域：全国

一般社団法人JBN・全国工務店協会は、
①木造建築の担い手である建築大工・現場監督・設計者等の人材育成に向けて、全国で研修会等を実施し、建築大工等の技能・技術研修会受講者を令和12年までに総数800人以上にするとともに、木造建築物、木材に関するセミナー受講者を令和12年までに総数1,000人以上とする。
②地域工務店が木造戸建て住宅で培ってきた技術を活かし、低層非住宅・中大規模建築物の分野における在来木造工法を中心とした木造建築の普及に取り組む。
③素材生産事業者、製材事業者、プレカット事業者、流通事業者、地域工務店による連携体制による木造住宅の供給を促進する。併せて、その他地域材の安定確保への取組みを積極的に行う。
等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。

中高層木造建築物の事例

令和７年３月時点
竣工予定のものは完成予想パース
※当パースは現時点のイメージであり、今後変更の可能性があります

建築物のライフサイクルカーボン削減の背景

● 我が国の分野別CO2排出量・・・建築物のライフサイクルカーボンが約4割

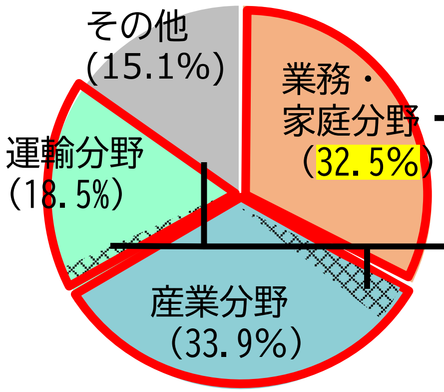

建築物使用時のエネルギー使用に伴うCO2排出（オペレーショナルカーボン）

- これまで、建築物省エネ法により規制。
- 2025年に省エネ基準適合の全面義務化、2030年にZEH・ZEB水準への基準引上げなど、今後、さらに削減見込み。

建築物の建設･維持保全･解体に伴うCO2排出（エンボディドカーボン）

さらなるCO2排出削減のためライフサイクルカーボン全体の削減が必要。

出典:2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について(2024年4月 環境省)を元に国土交通省が作成

● 国際的な動き

- EU加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの算定・公表を義務付けることが必要
- EUの一部の国においては、ライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制を導入

● 企業財務･金融･会計上の要請

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報としてScope3(注) の開示が義務付けられる予定
- 建築物や不動産・建築事業者に係る国際的な環境性能評価の枠組みへの対応

(注)企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室ガス排出で、上流及び下流の両方の排出を含む。企業の直接的な温室ガス排出は、Scope1(燃料の燃焼)、Scope2(電気の使用)という。

● 国内での先行的な取組

- 不動産事業者が、先行してライフサイクルカーボンの算定に取り組み。2022年に業界団体（(一社）不動産協会）で、建設時GHG排出量算定マニュアルを作成
- 2022年から産官学連携による「ゼロカーボンビル推進会議」においてLCA手法を検討。2024年にライフサイクルカーボン算定ツール（J-CAT）を公開

建築物のライフサイクルカーボン算定・評価(LCA)について

ライフサイクルカーボン算定・評価（LCA)とは？

- 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

現在の省エネ規制との違い

- 現在の省エネ規制は「建物使用時のエネルギー消費量の削減」を狙ったものであることに対して、ライフサイクル全体で評価する点及びCO2排出量で評価する点が異なる。

アップフロントカーボン（資材製造段階）の算定方法のイメージ

「資材等の使用量 」×「CO2原単位データ」の足し合わせ

⇒「鉄の使用量●kg」×「○ kg-CO2e/kg」＋「コンクリートの使用量■kg」×「□ kg-CO2e/kg 」…

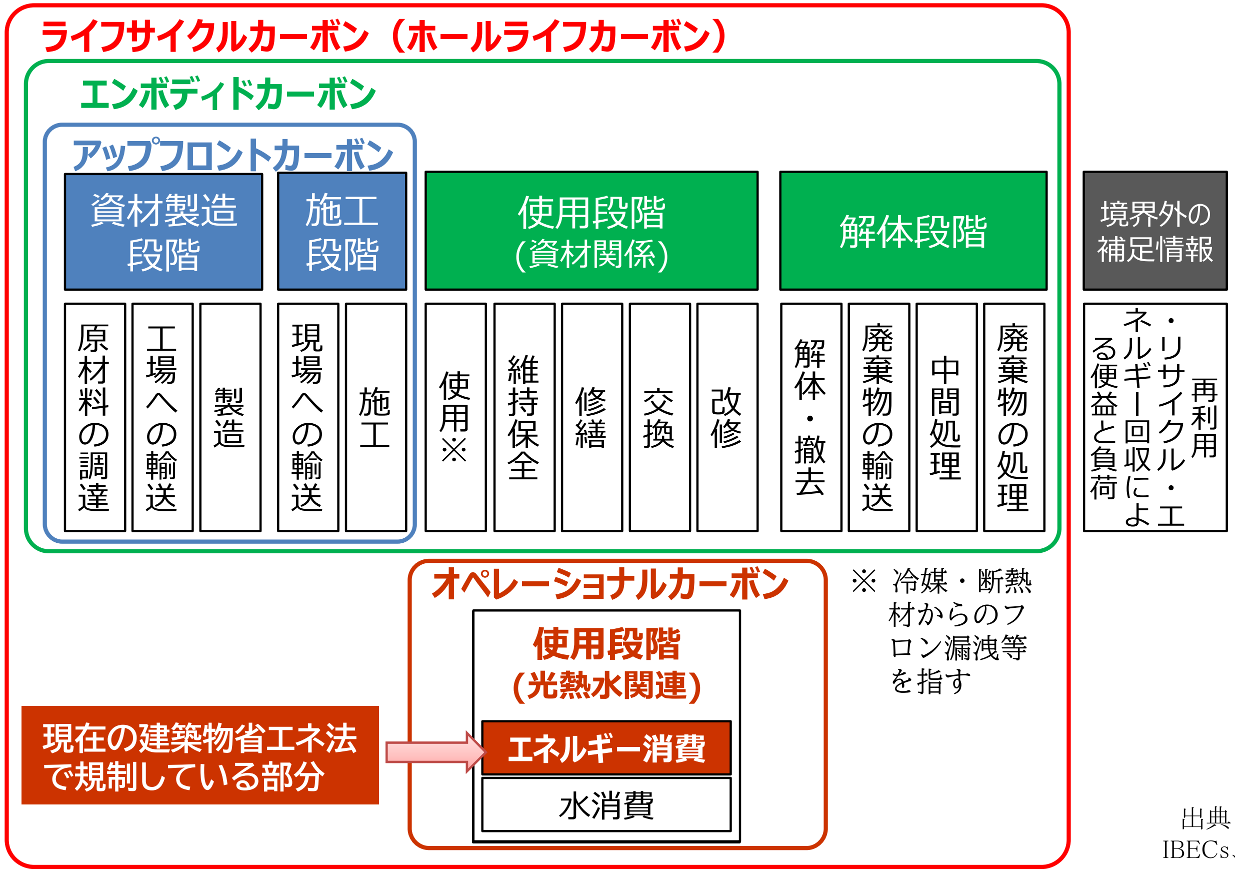

※ 冷媒・断熱材からのフロン漏洩等を指す

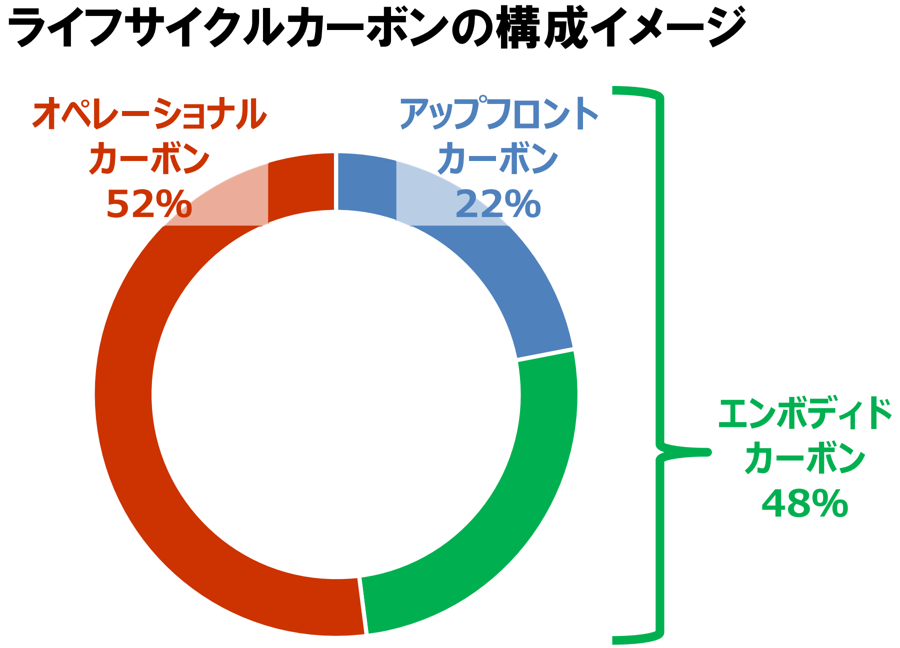

J-CATケーススタディ平均値（全用途）N=26

出典：令和6年度 ゼロカーボンビル（LCCO2ネットゼロ）推進会議 報告書（令和7年3月、IBECs、JSBC）p.71「図3.5-1. ケーススタディ算定結果の分布」のグラフをもとに作成

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

（令和7年4月25日　建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定）

1. 建築物LCA※の意義・目的等

※ 建築物のライフサイクル全体におけるCO_2を含む環境負荷を算定・評価すること。

背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要
- 我が国のCO_2排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要
- 建築物使用時の省エネ施策のみならず、**ライフサイクル全体でのCO_2排出量※削減に取り組むことが必要**

※ CO_2換算したHFCsの排出量を含む。

意義

- 建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進
- 建材製造等事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価
- サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関、建築物利用者による活用

➡ **建築物LCAに係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す**

2. 目指すべき社会像とアプローチ

(1) 目指すべき社会像

建築物LCAが一般的に実施されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の**脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**

建築生産者・建材製造等事業者の**脱炭素化の取組**

建築物LCAの実施による**脱炭素化の取組の可視化**

投資家・金融機関、建築物利用者による**評価**

脱炭素化に取り組んだ建材等や建築物の**需要拡大**

(2) アプローチ（全体方針）

建築物LCAの現状

- 建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）
- 建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

制度

- まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化
- 規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討

原単位

- 削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備
- 積み上げ型の原単位（CFP、EPD）の整備を推進

  CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用

3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す

(1) 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組

- 建築物LCAの実施を促す措置の検討
- 算定方法の統一化
- 支援制度の検討・実施
- 国が建設する庁舎等における先行実施　等

(2) 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組

- 整備すべき原単位種別等の特定
- 原単位整備の促進
- 原単位データベースの検討　等

(3) 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組

- 表示を促す措置の検討
- 表示方法の統一化

4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用